

1. 企業と会社と会社法

1-1. 企業

(1)個人企業と共同企業

企業（営利企業）＝事業活動から利益を得ることを目的とする主体（単位）

事例 1-a 個人企業

①アユミさんは、1人でお金を出資して、紅茶の美味しいカフェをはじめた。②カフェは繁盛したので、アルバイトの店員を雇った。③アユミさんは店舗を自前で持とうと、銀行からお金を借りた。

事例 1-b 共同企業

アユミさんとケンイチは、2人でお金を出資して、紅茶の美味しいカフェをはじめた。

(2)出資の意義

資金の拠出 → 利益の獲得 / リスクの負担

事例 1-a①：

事例 1-b：

出資とは違うもの

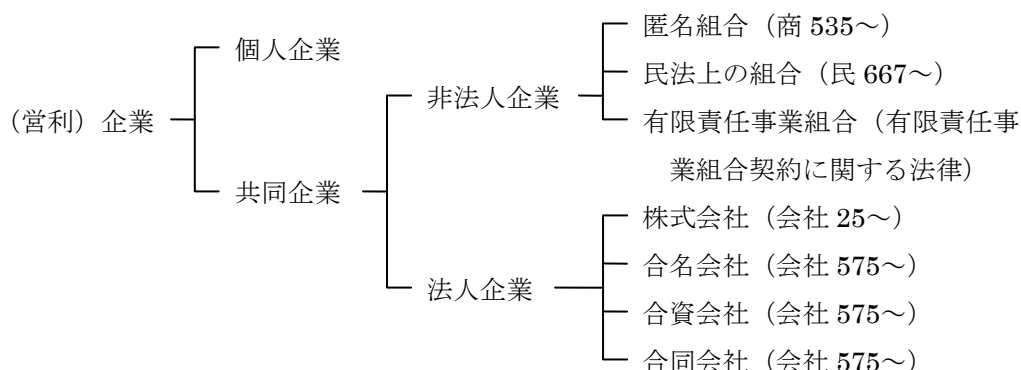
事例 1-a②：

事例 1-a③：

(3)共同企業の必要性和法規制

共同企業の存在理由

共同企業に必要なルール —— 意思決定、利益分配 → 共同企業の法的形態



1-2. 会社

1-2-1. 株式会社とは

(1) 共同企業と会社

(2) 株式会社

株式会社の利害関係者——従業員、株主、社長 etc.

株式会社＝株主が出資をし合っている共同企業

事例 1-c 株式会社

①アユミさんとケンイチは、2 人でお金を出資して A 株式会社を設立して、紅茶の美味しいカフェを京田辺市ではじめた。カフェは順調に利益を上げたため、竹田に 2 号店、今出川に 3 号店と、次々にお店を開いた。②さらに事業を拡張するために資金が必要になったため、アユミさんとケンイチは、より多くの出資者を募ることにした。そのために、A 株式会社は、新たに株式を発行した。また、③A 株式会社は、滋賀県でカフェを数軒営む B 株式会社を買収して傘下におさめた。④このように A 株式会社は拡大を重ね、いつしか一流企業になった。今では A 株式会社の株式は東京証券取引所第一部市場に上場されており、株主数は数万人を数える。

アユミ・ケンイチ=出資者

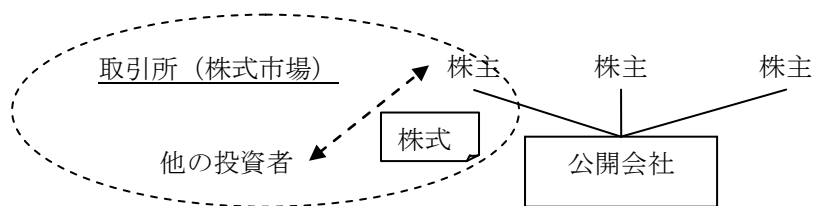
会社の規模拡大

②：株式の発行（→「企業ファイナンス法」） 株式=株主としての地位

③：買収（→「企業組織法」）

(3)上場会社と非上場会社

上場会社：東証=2329社（2010.3.24）、JASDAQ=879社（2010.3.25）



上場会社 — 規模
 — 株主数

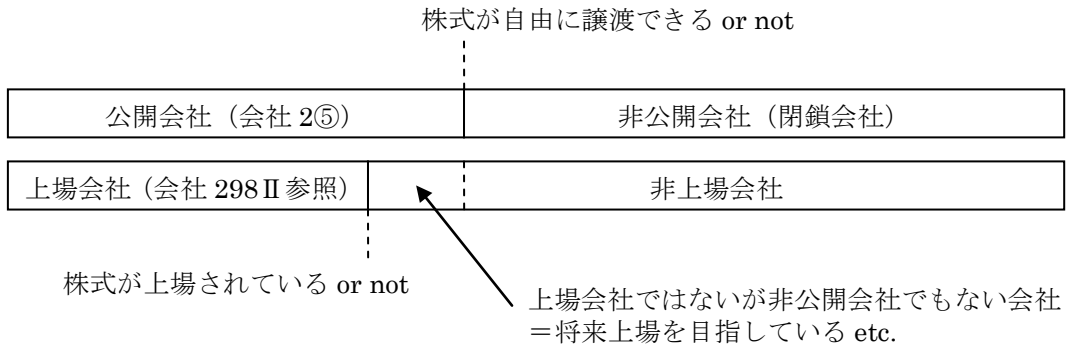
⇔ 非上場会社 — 規模
 — 株主数

一人会社（いちにんがいしゃ） [テキスト Column1-4]

株主は最少何人？=1人（会社法に株主数の下限なし）

1人なのに共同企業・社団？=特に問題なし

(4)公開会社と非公開会社



公開会社・非公開会社の正確な意義 [テキスト 1 章 3 節 2(4)]

公開会社 (会社 2⑤) = 発行する株式の少なくとも 1 種類について、譲渡制限を付していない会社
 ⇔ 非公開会社 = 発行する株式のすべての種類について、譲渡制限を付している会社

* 「種類」 = 会社は、複数の種類 (株主の権利の内容等が異なる) の株式を発行可
 * 「譲渡制限を付し」 = 会社は、定款で、譲渡による株式の取得について当該株式会社の承認を要することを定めることができる (会社 107 I ① II ①・108 I ④ II ④)
 (→ 「企業ファイナンス法」)

1-2-2. 会社の種類

どの種類が多い？

①有限責任 (会社 104)

	有限責任を負う出資者	無限責任を負う出資者
株式会社	株主 (会社 104)	—
合名会社 (会社 576Ⅱ)	—	無限責任社員 (会社 580 I)
合資会社 (会社 576Ⅲ)	有限責任社員 (会社 580Ⅱ)	無限責任社員 (会社 580 I)
合同会社 (会社 576Ⅳ) [*]	有限責任社員 (会社 580Ⅱ)	—

[*] H.17 会社法制定時に新しく設けられた形態

社員という言葉の意味 [テキスト Column1-5 も参照]

- ①持分会社の出資者（会社 575etc.）：会社法用語法
- ②（株式会社を含めて）会社の出資者：講学上の用語法
- ×③従業員：日常用語

②社会的信用

1-3. 会社法

(1)「会社法」の法源

本体	会社法（平成 17 年法律第 86 号）
重要な省令	会社法施行規則、会社計算規則
その他重要な法律	社債、株式等の振替に関する法律、担保付社債信託法、商業登記法、金融商品取引法 etc.

(2)会社法の特徴

会社に関する法分野

- 例：会社が行う取引＝商法・民法（→「企業取引法の基礎」など）
- 会社が利益を上げ税金を支払い＝法人税法
- 会社と従業員の関係＝労働契約法・労働基準法等（労働法）

→会社法の特徴は？

①会社の組織や運営

②利害関係者の利害の調整